

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 開拓事業入植施設補助金交付要綱
土地改良事業の認可
土地改良事業計画書の縦覧
医療機関の指定
基本測量の実施
- ◇選挙告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
聴聞会の開催
- ◇公安告示 通行禁止の場所及び対象
- ◇警察本部告示 緊急自動車指定要領の廃止
- ◇公告 鳥取県吏員昇任試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百九十五号

開拓事業入植施設補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

開拓事業入植施設補助金交付要綱

(目的)

第一条 知事は、開拓事業の促進を図るため、入植施設の設置事業に要する経費につき予算の範囲内において入植者、入植者の団体又は市町村並びに知事が適当と認めた団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する入植施設の設置事業で補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助事業等)

第三条 補助事業及び経費並びにこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(添付書類)

第四条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式一及び様式二のとおりとする。

(実績報告)

第五条 補助金の交付を受けた者は、事業実績報告書(様式三)を翌年度四月五日までに知事に提出しなればならない。

附 則

- この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。
- 鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程(昭和二十七年十月鳥取県告示第四百八十三号)は、廃止する。

別表

事業	経	費	補助率
入植者住宅建設事業	入植者又は入植者の団体の行なり入植者住宅(知事が別に定める基準に適合するものに限る。)の建設に要する経費		新築又は移築の場合にあつては、当該事業費又は知事が別に定める標準事業費のうちいずれか低い方の額の二分の一以内
電気施設事業	農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)に基き同法第二条第一項に規定する農林漁業団体が入植者のために行なう電気導入事業(発電施設、配電施設)に要する経費(入植者以外)の受益者および電気事業者の負担額に相当する額を除く。ただし、小学校分教場および婦人ホームに要する経費については、別に定めるものとする。		当該事業費の三分の二以内
飲用水施設事業	入植者、入植者の団体又は市町村が入植者のために行なり飲用水施設(知事が別に定める基準に適合するものに限る。)の建設に要する経費		当該事業費の二分の一以内

小学校分教場建設事業	市町村が入植者のために行なり小学校分教場校舎の建設	校舎にあつては当該事業費又は標準事業費(知事が別に定める標準建設費のうちいずれか低い方の)の二分の一以内
婦人ホーム建設事業	知事が適当と認める団体が入植者のために行なり婦人ホームの建設に要する経費	当該事業費又は知事が別に定める標準事業費のうちいずれか低い方の二分の一以内

様式1

事業計画書

施設名	事業員数		事業費		事業期	構造の概要	施行方法	摘要
	員数	数	平均単価(容量)	平均単価				

(註) 1 事業費は実際に要する(要した)建設費を計上すること。

2 施行方法欄には直営、請負の別を記載すること。

3 住宅及小学校分教場並びに婦人ホームを一戸(棟)建設の場合は一坪当り単価を一戸当り平均単価欄に記載のこと。

添付書類

1 住宅の場合 地区ごとに住宅の位置図及び施設の平面図を添付すること。

- 2 飲用水の場合 別途指示による構造断面図及び地区ごとに施設の位置図を添付すること。
- 3 電気導入の場合 会社の電気供給見込書、電気導入計画概要図、市町村長の電気導入に係る意見書、会社の配線略実測平面图（設計図）、会社の工事計算書
- 4 小学校分教場及び婦人ホームの場合 別途指示による建設計画書及び工事設計書並びに位置図を添付すること。

様式1~1

箇所別調査書

地区名	施行場所	施設の規模		工事負担金		工事費内訳		入植日	着工日	竣工予定日	摘要
		構造	築補助金(市町村)	その他負担金	計	資材費	労務費				

(註) 1 施設の規模欄(空欄)には次の事項を記載すること。

- イ 住宅、婦人ホームの場合は建坪
- ロ 飲用水の場合は延長、容量、揚程
- ハ、電気導入の場合は数量
- ニ 小学校分教場の場合は教室数
- 2 電気導入の場合 工事負担金を入植者以外の者が負担している場合はその他負担金額に()を附し

て併記すること。

- 3 摘要欄には次の事項を記載すること。
- イ 住宅の場合は居住者の氏名を記載し、小学校分教場の場合は施設を利用する組合名又は部落名と利用戸数及び収容児童数を()を附し併記すること。
- ロ 婦人ホームの場合は利用地区名及び利用戸数を記載すること。
- ハ 飲用水の場合は受益戸数(非補助のものがある場合は()を附し併記のこと。)利用人員及び家畜数を、電気導入にあつては、受益戸数(非補助のものがある場合は()を附し併記)を記載すること。

様式2

収支決算書

収入の部

区分	本年度	算額	年度予算額	比較増△減	摘要
		円	円	円	
計					

支出の部

区 分	本年度 算額	年度予算額	比 較	増△減	摘 要
	円	円		円	
請 負 費					
材 料 費					
工費(労務費)					
運 搬 費					
雑 費					
計					

(註) 支出の部摘要欄には費目別に主たる支出の数量、金額を記載すること。

添付書類

収支決算書の場合は費目別工事費内訳書を添付すること。

様式3

昭和 年 月 日

住所 氏名 (代表者)

鳥取県知事

殿

昭和 年度において、補助金の交付をうけた入植施設事業を実施したので別紙のとおり事業成績書及び収支決算書を添え提出します。

鳥取県告示第三百九十六号

北条砂丘土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良事業(畑地かんがい)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年七月十一日認可した。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十七号

昭和三十七年三月八日付で大井手用水土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と

事業実績報告書

認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年七月十七日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡大栄町大字瀬戸 大井手用水土地改良区事務所

鳥取県告示第三百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、

同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地・診療 開設者名
昭和三十六年 福永医院 気高郡青谷町大 全科 福永達郎
十二月二十九日 字青谷四三六

鳥取県告示第三百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により次のおり告示する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 一万分の一湖沼測量
- 二 作業期間 昭和三十七年 七月 三日から
昭和三十七年十二月十六日まで

三 作業地域 米子市及び境港市

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和三十七年第九回鳥取県選挙管理委員会を、次のとおり招集する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一 日時 昭和三十七年七月十八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の執行について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七条の規定に基づき、次のように通行を禁止したので告示する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 禁止の場所

- 町道浦安駅田越橋線東伯郡東伯町大字徳万字五反田一
- 一六の一番地地先田越橋から同地内一一七の一番地地
- 先までの間一〇〇メートル
- 二 禁止の対象
自動車(二輪の自動車を除く。)

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四条の規定により、次のおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

- 1 聴聞の期日及び場所
昭和三十七年七月二十六日 午後一時から
鳥取市吉方 鳥取警察署
- 2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市下味野一七八 自動車運転者 西 本 千代美

(2) 八頭郡智頭町大字中原三一 自動車運転者 山 田 満 治

(3) 気高郡青谷町青谷三五七八 自動車運転者 芦 川 宏之助

(4) 鳥取市瓦町三九の四 自動車運転者 中 島 徹

(5) 八頭郡河原町大字高福一八七 自動車運転者 梶 川 富士夫

(6) 岩美郡国府町大字高岡四四九 自動車運転者 谷 口 純 一

(7) 鳥取市大杵一七五 自動車運転者 谷 田 清

(8) 岩美郡津の井村杉崎三一四 自動車運転者 清 水 政 雄

二 倉吉地区

- 1 聴聞の期日及び場所

警察本部告示

鳥取県警察本部告示第一号

緊急自動車指定要領（昭和三十年鳥取県警察本部告示第一号）は、廃止する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県警察本部長 丹 広 胖

公 告

昭和三十七年度鳥取県吏員昇任試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和三十七年七月十七日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

一 試験の対象となる職

一般事務職、電気職、土木職、農業土木職、農業職、林業職、畜産職、蚕糸職、農業改良普及員の職、生活改良普及員の職、保母の職、栄養士の職。ただし、受験する職は、現に従事している職と同種の職であること。

昭和三十七年七月二十七日 午前九時三十分から

倉吉市明治町 倉吉警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 倉吉市鴨河内一八六一

自動車運転者 山根 毅 警察

(2) 東伯郡東伯町大字下伊勢五七二

自動車運転者 谷 田 貞次郎

三 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年七月二十七日 午後一時三十分から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市万能町三八

自動車運転者 大久保 隆 司

(2) 米子市大篠津町一八九七

自動車運転者 季 鐘 海

(3) 米子市蚊屋二二八の二

自動車運転者 新家 博

二 受験資格

次の各号の条件をみたしている者に限る。

1 昭和三十七年九月一日現在で本県の定数内の職員

(条件付採用期間中の職員を除く。)として勤務している者。ただし、現に休職又は停職中の者並びに結核に關し任命権者の行なつた健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限された者を除く。

2 昭和三十七年九月一日現在で次の学歴別経験年数を有する者

学 歴	経験年数
中学卒	一〇年以上
高校卒	六年以上
短大卒	三年以上
大学卒	〇年以上

(注) 学歴、及び経験年数は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）に定めると

ころによる。

3 昭和三十七年九月一日現在で給料月額が、次に定める額以上を支給されている者

行政職給料表の適用を受ける者にあつては

一、二、三〇〇円

医療職給料表(□)の適用を受ける者にあつては

一、二、三〇〇円

三 試験の方法

1 教養試験 吏員として必要な適性及び教養について、択一式により行なう。

2 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について、択一式又は短答式及び記述式(論文)

により次の科目について行なう。

職種	科目	目
一般事務	地方自治法、地方公務員法、行政法、地方財政関係法その他一般事務職に必要な科目	
電気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発電電所、送配電、電気法規その他電気職に必要な科目	
土木	測量、応用力学、土木施行法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目	
農業土木	数学、測量、農業水利、農地造構、土壤、作物、農業気象、土木施工法、土地改良法その他農業土木職に必要な科目	
農業	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業気象、農業経営、農業政策その他農業職に必要な科目	
林業	林政、造林、森林保護、砂防工学森林工学、林産製造、森林経営その他林業職に必要な科目	
畜産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産汎論その他畜産職に必要な科目	
蚕糸	蚕品種及び蚕種、育蚕、蚕体生理、蚕体解剖、蚕病、栽桑、製糸原料、製糸、纖維化学、蚕糸経済その他蚕糸職に必要な科目	
農業改良普及員	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業気象、農業経営、農業政策その他農業改良普及員の職に必要な科目	
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育その他生活改良普及員の職に必要な科目	
保母	社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論その他保母の職に必要な科目	
栄養士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理その他栄養士の職に必要な科目	

- 3 勤務評定 平素の勤務成績について行なう。
- 4 経歴評定 職務に関連のある経歴について行なう。
- 4 試験の日時及び場所
 - 1 日時 昭和三十七年九月九日(日)午前九時から
 - 2 場所 鳥取市

- 五 合格者の発表

昭和三十七年九月二十二日(土)鳥取県人事委員会事務局前に掲示するほか、合格者に通知する。
- 六 昇任の方法

昇任試験の合格者は、試験職種ごとに作成される吏員昇任候補者名簿に登録され、そのうちから昇任者が決定する。名簿の有効期間は原則として一年とする。
- 七 受験手続
 - 1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求すること。郵便による場合は、封筒の表「昇任試験申込み用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を同封すること。
 - 2 申し込み
 - (1) 申込み用紙に必要事項を記入し、(経歴は詳細に記入すること。)所属長(課長、所長)の証明を得て鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。
 - (2) 郵便による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、五円切手をはること。切手のないものは受験票を送付しない。
 - (3) 受付期間は、昭和三十七年七月二十七日(金)から昭和三十七年八月三日(金)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十七年八月三日(金)午後五時までの着信に限る。
 - 八 その他

この試験の詳細についての問合せは、鳥取県人事委員会事務局にすること。